



あなたの住まいは 大地震に耐えられますか？

木造住宅の耐震化などにかかる費用の一部を補助しています。今年度から耐震改修費補助金額を増額し、新たにマンションの耐震診断に係る補助も開始します。積極的に活用して災害に備えましょう。

この特集のお問い合わせは
建築指導課 ☎421-6774

大きな地震に備えて 耐震診断をしましょう

震度6弱以上の地震が発生する確率は今後30年間で約60%と推定されており、大地震が発生した際、耐震性の低い建物は被害を受ける恐れがあります。もしものときに備えて耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修工事しておくことが大切です。

市では、地震に対する住宅の耐震性の向上を図るために、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などにかかる費用の一部の補助を行っています。また、令和3年度から新たに、マンションの耐震診断についても補助制度を開始します。各補助制度の概要は、下の項目を確認してください。

無料耐震診断・建築相談会で プロの建築士からアドバイス

(一社)千葉県建築士会八千代支部の協力で、耐震診断・建築相談会を開催しています。今住んでいる木造住宅が、どのくらい地震に強いのか、図面を基に診断します。地震に弱いと診断された建物には、どのような補強が必要かなどアドバイスもします。

建築相談会では、耐震以外にも住宅全般に関して、困っていることがあれば、建築士がお応えします。気軽に相談してください。

- 住宅の経年劣化状況が気になっている
- 修繕や改修に当たり、どのような方法が考えられるのか

- 工事の見積もりをとったが、第三者の立場で意見が欲しいなど

■住宅耐震診断・建築相談会（要予約）

日程	場所
6月10日(休)	八千代台公民館
7月15日(休)	教育委員会庁舎
8月10日(火)	市役所庁舎
9月8日(水)	勝田台文化センター
11月9日(火)	教育委員会庁舎
12月7日(火)	市役所庁舎
4年2月10日(休)	八千代台公民館

※新型コロナウイルスの影響で中止等を行う場合があります。

New! マンションの耐震診断も補助します

■マンション耐震診断費補助

対象	以下のいずれにも該当するマンション ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・地上階数が3以上であり、延べ床面積1,000㎡以上 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造である分譲マンション
補助	▶予備診断 耐震診断に要する費用の3分の2。1件につき上限3万4千円まで ▶本診断 耐震診断に要する費用の3分の2。1件につき上限4万円/戸、または120万円のいずれか低い額

木造耐震診断は最大6万円を補助します

■木造住宅耐震診断費補助

対象	昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅
補助	耐震診断に要する費用の3分の2。1件につき6万円まで

木造耐震改修は上限を100万円に増額します

■木造住宅耐震改修費補助

対象	昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅
補助	耐震改修に要する工事費用の5分の4。1件につき100万円まで

ブロック塀の撤去は最大10万円を補助

■危険コンクリートブロック塀等撤去費補助

対象	道路に面している塀、または避難地に隣接する塀
補助	撤去工事にかかる費用の3分の2または撤去する面積に、1㎡当たり6,000円を乗じた額のうち少ない額。上限10万円まで。

耐震改修と同時のリフォームは最大30万円を補助

■木造住宅リフォーム費補助

対象	耐震改修に併せて行うリフォーム工事全般（屋根・外壁の改修や水回り、壁紙や床の張替えなど）
補助	リフォームに要する工事費用の3分の1。1件につき30万円まで

総務部長が市長を代理します
任期満了による八千代市長選挙に伴い、5月16日から5月23日は、総務部長石川一俊が市長の職務を代理します。
(総務課 ☎421-6711)

身近に相談できる行政相談委員
総務大臣から委嘱された行政相談委員が国・県・市・特殊法人(JRやNTTなど)への要望や苦情などの相談に応じます。
▼行政相談委員 大味実枝子、川嶋一永、柳巻敦子 ▼日時 毎月第3月曜日午後1時～4時
(コミュニティ推進課 ☎421-6718)

募集 個人情報保護制度運営審議会の市民委員
個人情報保護制度の運営に関することについて、市長の諮問に応じ、調査検討のうえ答申するとともに、その在り方について市長に建議する審議会の委員を募集します。
▼資格 市内在住の成人で、個人情報保護制度に関心を持ち、年に数回程度の平日昼間の会議に出席でき、本市の審議会等の委員を5つ以上兼ねていない人 ▼募集人数 1人 ▼任期 3年7月8日～5年7月7日 ▼報酬 会議1回につき7000円 ▼応募方法 6月14日(月)必着で任意のA4用紙に住所・氏名(フリガナ)・電話番号・年齢・性別・主な職歴・応募理由を記入し、「個人情報保護について」と題した8000字程度の作文を添えて、〒276-1850 市役所法務課情報公開班へ持参、郵送または市ホームページ「市民委員の公募」から応募 ▼選考方法 書類選考。応募書類は非公開、返却しません。選考結果は本人に通知(法務課情報公開班 ☎421-6713)

選挙シリーズ② 選挙期日後のあいさつ行為の制限
選挙が終わった後でも、当選や落選のあいさつとして次の行為は禁止されています。
▼選挙人に対しての戸別訪問 ▼文書図画の頒布または掲示(自筆の信書、答礼のためにする信書、インターネットなどを利用して頒布される文書図画を除く) ▼新聞または雑誌の利用 ▼放送設備を利用した放送 ▼当選祝賀会そのほかの集会の開催 ▼自動車を連ね、または隊を組んで往来するなど氣勢を張る行為 ▼当選に関する答礼のため当選人の氏名などを言い歩くこと
(選挙管理委員会 ☎421-6792)

令和4年度使用教科書展示
小・中学校、特別支援学級の教科書を展示します。詳しくは6月に市教育委員会ホームページでお知らせします。
▼日時 6月11日(金)～26日(土)。火曜～金曜日は午前10時～午後7時、土曜・日曜日は午前9時～午後6時。月曜日休館 ▼場所 中央図書館 ▼問い合わせ 指導課 ☎(481)0301